

プラットフォームサービスに関する研究会（第38回）

令和4年6月30日

【宍戸座長】 本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、プラットフォームに関する研究会の第38回会合を開催させていただきます。

本日の会合につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部構成員及び傍聴はWEB会議システムにて実施をさせていただいております。

まず、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局より新任の皆様を御紹介いただけるということでございますので、後ほどよろしくお願ひいたします。

また、本日は会議の終了前に金子総務大臣から御挨拶をいただく予定となっております。

事務局よりWEB会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願ひいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。WEB開催に関する注意事項を幾つか述べます。

まず、本日の会合の傍聴者につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定としておりますので、設定を変更なさらないようお願いいたします。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言される際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わられましたらいずれもオフにお戻しくください。なお、会議終了前の金子総務大臣からの挨拶の際には、こちらから案内いたしますので、お手数ですが映像をオンにさせていただきようお願いいたします。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料として、本体資料として資料1、参考資料として資料1から7を用意しております。

参考資料について補足を申し上げます。総務省情報流通行政局情報流通振興課において、偽・誤情報に関する啓発教育教材とその講師用ガイドラインについて開発・公表いたしましたので、参考資料1から5までにてしております。

注意事項としては以上でございます。

なお、本日は松村構成員と山本構成員は御欠席と伺っております。

続きまして、本会議に出席しております弊省幹部職員において、異動があった職員につきまして順に紹介いたします。一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

まず、初めに竹村総合通信基盤局長です。

【竹村総合通信基盤局長】 6月28日に総合通信基盤局長に着任した竹村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 続きまして、木村電気通信事業部長です。

【木村電気通信事業部長】 同じく6月28日付で電気通信事業部長に着任いたしました木村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 続きまして、近藤総合通信基盤局総務課長です。

【近藤総務課長】 6月28日付で基盤局総務課長を拝命いたしました近藤でございます。よろしくをお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 最後に、飯村事業政策課長です。

幹部の異動がありました職員につきましては、以上で紹介とさせていただきます。

それでは、これ以降の議事進行につきまして、宍戸座長をお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくをお願いいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。本日はまず、前回会合及びワーキンググループでの議論を受けた第二次とりまとめ（案）について事務局より御説明をいただき、その質疑を行いたいと存じます。

それでは、資料1のうち第1部、誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について事務局より御説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。総務省の池田でございます。

まず、資料1に基づきまして、第1部、誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応につきまして、説明を申し上げます。まず、資料の全体でございますけれども、第1部第1章、誹謗中傷等への対応に関する現状と課題、続いて第2章で、偽情報への対応に関する現状と課題を整理いたしまして、第3章において、今後の取組の方向性について、これまで御議論いただいた内容をまとめたものでございます。

早速ですけれども、7ページの第1部第1章、現状と課題でございます。(1)のこれまでの対策の方向性におきましては、これまで本研究会において御議論いただいた内容について経緯をまとめたものでございます。(2)流通状況につきましては、総務省が運営している違法・有害情報相談センターや法務省人権擁護機関における相談内容、一般社団法人セーフティーインターネット協会などに寄せられている相談内容について、9ページまでで紹介をしているところでございます。

また10ページ以降では、総務省が三菱総合研究所に委託して実施した調査について記載をしております。

12ページにお進みください。(3)の各ステークホルダーの取組状況におきまして、主な取組につきましてまとめをしているところでございます。①ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動におきましては、総務省及び関連企業の皆様との広報活動につきまして記載をしているところでございます。②プラットフォーム事業者の自主的な取組の支援とアカウントビリティの向上につきまして、法務省の人権擁護機関からの人権侵害事案に対する削除要請等につきまして、その状況を述べるとともに、トラステッドフラグガーの取組、またSIAにおける「誹謗中傷ホットライン」の運用等につきまして、まず述べております。また、同じ項におきまして、総務省におきまして海外政府機関等との協議の状況等につきまして、説明をしているところでございます。

15ページの③発信者情報開示に関する取組におきましては、本年10月1日に施行予定であるプロバイダ責任制限法の改正につきまして、簡単に紹介をしているところでございまして、16ページにおきましては、任意での発信者情報の開示の促進に向けた施策の検討につきまして、SIAにおけるお取組を紹介しているところでございます。④相談の対応の充実に向けた連携と体制整備につきましては、違法・有害情報相談センターをはじめとする相談機関間の連携等につきまして説明をしているところです。

19ページまでお進みください。プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果についてでございます。まず(1)のモニタリングの概要におきましては、今回、本研

研究会におきまして実施いただきましたモニタリングの概要を記載しております。モニタリングにおける主な論点としまして、項目1のサービスの概要とポリシー、項目2の削除申請等の受付審査のプロセス、項目3の削除等の対応の実施状況及び機能上の工夫、項目4、発信者情報開示請求への対応、項目5、情報分析・公開、項目6、その他の取組等につきまして、各事業者へのヒアリング結果をまとめているのがその次のセクション以降になっております。

20ページ、21ページにつきましては、この実施いたしましたヒアリングに関する概要の説明となっております。

22ページ以降でモニタリング結果をまとめております。こちらは前回会合におきまして、構成員の皆様にご議論いただきましたプラットフォーム事業者における透明性・アカウントビリティの確保状況に関する評価を記載しているところでございます。総論といたしましては、前回、2021年2月25日に実施したヒアリングから、プラットフォーム事業者における透明性・アカウントビリティの確保状況については、一部進展が見られるものの、一部項目において依然透明性・アカウントビリティの確保は十分とは言えない状況であったというところで評価としてまとめているところでございます。

23ページにお移りください。こちらは後ほど項目ごとに簡単におさらいいたしますけれども、各事業者における取組状況について、二重丸、丸、三角、バツといった凡例において記載をしているところでございまして、ヒアリングの事後に追加で情報を提供いただきましたMeta、Twitterにつきましては、注記の形で丸の部分を記載しているところでございます。

23ページ以降につきましては、各項目についてのプラットフォーム事業者の皆様における回答状況について、まとめを行ったところでございまして、前回の論点（案）まででお示しした内容となっておりますので、詳細は割愛させていただきます。

飛びまして、32ページまでお願いいたします。海外動向に関する記載は32ページ以降において記載しております。欧州や米国において政策動向としては、日本と同様にプラットフォーム事業者の違法・有害情報対策に関しまして、透明性・アカウントビリティの確保を求める方向で検討が進められているところでございます。

また一方、欧州のドイツやフランスなど一部においては、プラットフォーム事業者に対して削除の義務づけ等の法的規制が導入検討等をされておるところでございますけれども、そうしたものについては、表現の自由への萎縮効果の懸念等が評されているという状況に

ついて記載をしているところがございます。

(1) の欧州連合においては、Digital Services Actについて、先般、政治的合意に至ったところまでの議論の内容をまとめているところです。こちらの簡単な中身につきましては、資料でもって説明を代えさせていただきます。

(2) が34ページ以降、英国について、36ページでは(3) ドイツ、37ページは(4) フランス、38ページでは米国における議論をまとめております。(6) においてはオーストラリアについての議論をまとめているところがございますので、御議論いただいた内容につきましては、こちらで御参照いただければと思います。

41ページにお進みください。ここからは第2章、偽情報に対する対応と現状と課題をまとめた資料となっております。

42ページにお進みください。現状と課題のうち(1) これまでの対策の方向性におきましては、偽情報に関する当研究会におけます議論のこれまでの経緯をまとめたところがございます。43ページの(2) 偽情報の流通状況につきましては、弊省の委託で行った流通状況の結果が①にありまして、②、③、④におきましては、当研究会において、中間とりまとめよりも前で御議論いただいております、偽情報に関する流通状況や接触状況の調査、あるいは偽情報に関するニュースの生態系に関する分析結果、SNSにおける偽情報の拡散状況や人間の認知に関する分析結果をまとめた内容となっております。また、⑤におきましては、ディープフェイクの拡散状況についても、当研究会において扱った内容を記載しているところがございます。

48ページの下、(3) 各ステークホルダーにおける取組状況につきまして、①多様なステークホルダーによる協力関係の構築につきましては、「Disinformation対策フォーラム」を中心とするお取組につきまして概要を記載しております。②ファクトチェックの推進におきましては、「ファクトチェックイニシアティブ」をはじめとするファクトチェック推進団体における取組について、その活動内容の概要を記載するとともに、「Disinformation対策フォーラム」において御議論されておりましたファクトチェックに関する議論の概要を記載しております。

51ページの③情報発信者側における信頼性確保方策の検討におきましては、こちらも「Disinformation対策フォーラム」において、既存の伝統的メディアの皆様との御議論の状況をインプットいただいた内容等について記載をしております。

52ページ、④ICTリテラシー向上の推進につきましては、偽情報の問題に関してのICTリ

テラシーの向上の取組について記載をしているところをごさいますて、一番下の箇所で、先ほど参考資料として紹介いたしました、総務省において開発・公表いたしました教材についての記述を行っております。

53ページ、⑤の研究開発の推進につきましては、プラットフォーム事業者におけるディープフェイクの検知等に関する研究状況等をまとめているものと、我が国において科学技術振興機構において研究されているディープフェイクの検知に関する研究について概要を記載してごさいます。

54ページ⑥国際的な対話の深化につきましても、先ほどと同様、総務省において行っている二国間協議、マルチの多国間協議に関する議論を記載しているところをごさいますて、前回論点（案）まででお示ししなかった内容としまして、最新のG7における強靱な民主主義宣言に関する記述を前回の論点（案）から追加したところをごさいます。

お進みいただきまして56ページ、プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果にお進みください。（1）モニタリングの概要におきましては、プラットフォーム事業者などにおけます偽情報への対応に関するヒアリングについて、その実施した内容・概要を記載しているところをごさいます。

57ページにお進みください。モニタリング結果の部分をごさいます。①の総論におきましては、モニタリングの結果の全体的な傾向として、まずプラットフォーム事業者の偽情報への対応及び透明性・アカウントビリティの確保の取組の進捗がまだ限定的であったと述べております。一方で、多様なステークホルダーの協力関係の構築や、特定のトピックに関する偽情報や誤解を招く情報の流布に関するポリシーの設定、ファクトチェック推進、ICTリテラシー向上等について、まだ十分とは言えないものの、我が国においても取組が進められつつあるというところを記載しております。

②各論におきましては、前回会合におきまして構成員の皆様に御議論いただきました、各プラットフォーム事業者における偽情報の対応に関する透明性・アカウントビリティの確保状況や取組に対する御議論について、丸ペケという形ではなく、定性的な、また事業者ごとではない総評的な記載をしているところをごさいます。

お進みいただきまして、58ページ以降におきましては、このモニタリングの際、各事業者から回答いただきました内容等について、論点（案）におきまして整理をした内容をこちらにとりまとめ（案）として記載をしているところをごさいます。

こちら先ほどと同様、記載しております内容につきましては、論点（案）においてお

示した内容となっておりますので、詳細な説明につきましては割愛させていただきます。

飛んでいただきまして66ページ、海外動向でございます。海外動向といたしまして、まず（1）欧州連合において、その状況について、①欧州民主主義行動計画について記載をしているところでございます。この中で、前回論点（案）をお示ししてから動きがあった部分といたしまして、67ページに記載の偽情報の対抗措置の部分でございます。

簡単にアップデートの内容を紹介いたしますと、欧州において、あらかじめ策定・公表されておりました偽情報に関する行動規範について、こちらに参加する署名団体、署名企業等の拡大と取り組むこととされる項目についての追加を求める欧州委員会からのガイダンスを踏まえて、各企業において署名がなされたということについて、事務局において取りまとめて記載をしているところでございます。

68ページにお進みください。②海外における偽情報対策教育プログラムにつきまして、こちらも欧州における取組につきまして整理しておりました内容を記載しております。

69ページ、（2）ファクトチェック団体・ファクトチェック支援団体の動向につきましても、①ファクトチェック団体の動向、また次のページにあります、海外におけるファクトチェック支援団体の動向というところで、この論点（案）まで示しておりました内容のところを整理・記載したところでございます。

71ページにお進みください。第3章として、今後の取組の方向性について整理をしている章でございます。まず、違法・有害情報への対応につきまして、72ページにお進みください。㊦という形で示しましたがけれども、前提となる実態の継続的な把握について、違法・有害情報対策の前提として、インターネット上の誹謗中傷、偽情報といった流通について実態把握が重要です。その実態把握について、各プラットフォーム事業者においても自社サービス上でリスク分析・評価を行うことが必要であるという一方で、総務省においても相談機関等における相談件数等や全体的な傾向について調査を通じた実態把握を継続して行うことが必要であると述べております。

また①から④につきましては、中間とりまとめまでのところでもお示しいただいておりました内容について記載しているところでございますが、①ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動におきましては、引き続き、誹謗中傷しない、加害者にもなり得るかもしれないということであるとか、誰もが偽情報を拡散する可能性があるということを認識した上で、それを抑止するようなICTリテラシーの向上が重要であるというところを述べつつ、また多様な主体によるICTリテラシーの既存のリテラシ

一施策についての整理と各主体の連携であるとか、またその普及啓発の実施に当たりましては、ユーザーのどのような行動変容を促すのか、目標の設定とその効果の分析等を設けることが重要であるというふうに述べております。

②-1プラットフォーム事業者の自主的な取組の支援につきましては、引き続き、各プラットフォーム事業者において、自ら実態の把握とリスク分析・評価を行うことが必要であると述べつつ、74ページにお進みください。法務省人権擁護機関等の関係機関からの削除要請を受けた場合には、その要請の専門性や正当性も踏まえた上で、迅速な対応が求められるという点であるとか、また、その削除に関する要請の判断や判断方法等の実績等について関係者間で共有することを通じながら、円滑な削除対応を促すことが必要であるというところを記載しております。

また、②-2にお進みください。プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウントビリティの向上につきまして、(ア)におきましては、モニタリングの結果のところ、先ほど説明いたしましたモニタリングの結果のうち総評的な部分について記載をさせていただきます。(イ)透明性確保の枠組みの必要性におきましては、後ほど述べます透明性・アカウントビリティの確保の必要性というところにおいても述べているところがございますけれども、総務省において、モニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要であると記述するとともに、個別のコンテンツを削除しなかったこと、削除義務をプラットフォーム事業者に対して課すことについて、極めて慎重な検討を要するところを記載しております。

また、プラットフォーム事業者における投稿の削除やアカウントの凍結等の措置が過不足なく行われているかに関する透明性・アカウントビリティを確保する観点から、行動規範の策定や遵守の求め、または法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要であるという結語を記載しておるところでございます。

(ウ)共同規制的枠組みの構築につきましては、行政からの一定の関与に際して、リスクベースアプローチに基づく検討や、巨大プラットフォームサービスにおけるリスク分析・評価の実施及び結果の公表、またリスク低減措置の実施、政府及び外部研究者等におけるモニタリングと、そのモニタリングを可能とするデータ提供といった大枠としての共同規制的枠組みを前提に検討を進めることが適当であるというところを記載しております。

(エ)透明性・アカウントビリティ確保に関するビジョンにおきましては、どういった考え方、内容について、透明性・アカウントビリティを確保されることが望ましいかとい

うところを、引き続き記載をしているところをごさいますて、詳細の説明につきましては、こちらの紙面でもって説明を代えさせていただきます。

79ページまでお進みください。③発信者情報開示の関係につきましては、2022年10月1日の施行に向けた、改正プロバイダ責任制限法の施行に向けて、引き続き関係事業者、総務省との間での協議等を進めることが必要であると述べております。

また、その新たな制度についても、どのような利用状況であるかといったところについて、②-2に記載しておりますように、透明性・アカウントビリティ確保の取組の中で、プラットフォーム事業者において集計・公開されることが望ましいというところと、総務省としても裁判所等と連携し、実態を把握することが適当であると述べております。

④相談対応の充実におきましては、違法・有害情報相談センターにおけます相談を引き続き着実に推進することが、関係機関との連携を深めながら行うことが適当であるというところを述べております。

81ページ、2、偽情報への対応にお進みください。偽情報の対応につきましては、2021年9月の中間とりまとめに記載いただいております、偽情報への対策に関する10の方向性について、継続的に議論を深めていくことが適当であるというところを記載しております。

下の部分の①自主的スキームの尊重におきましては、我が国における偽情報の対応の基本的な方針としまして、まずプラットフォーム事業者をはじめとする民間部門による関係者の自主的な取組を基本とした対策を進めていくとともに、プラットフォーム事業者による自主的な対応及び自主的な報告を求め、総務省としても継続的な検証評価を行うことが必要であると述べております。プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対する罰則等を設ける法的規制を導入することは、誹謗中傷等の場合と比べても極めて慎重な検討を要すると記載しております。

②にお進みください。82ページです。我が国における実態の把握でございますけれども、こちらはモニタリングにおいて、プラットフォーム事業者における流通実態の把握がなされていないというところをごさいますけれども、まず、引き続き偽情報の実態の把握を行うことが適当であるというところを記載しております。

83ページの③多様なステークホルダーによる協力関係の構築にお進みください。こちらにおきましては、ヒアリング結果において「Disinformation対策フォーラム」や「Innovation Nippon」等における協力関係が進んでいるという実態がありましたので、その産学官

民の多様なステークホルダーにおける協力関係の構築について、引き続き議論や研究が行われることが望ましいというところを記載しております。

④プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保にお進みください。こちらにおきましては、先ほどのモニタリングにおいてプラットフォーム事業者が自主的にポリシーを設定し、投稿の削除やアカウントの停止といった措置を、身体・生命に重要な危機を及ぼし得る事項について、ポリシーを設定の上、実施しているという実態を踏まえつつ、こうした取組については、しかるべく措置の対象とされるべき情報に対して措置が確実に行われることが望ましい一方で、行き過ぎた措置や恣意的な運用によって、ユーザーの表現の自由を損なうことがないよう過不足なく実施される必要があるという部分について述べております。

また一方で、第2章において述べておりましたように、モニタリング結果によれば、そのプラットフォーム事業者による我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウントビリティ確保の取組の進捗は限定的であったというところを踏まえまして、プラットフォーム事業者においては、我が国における偽情報の問題についての実態の把握、リスク分析・評価を行った上で、適切な対応を行うことが求められるというところを記載しております。

さらにそのプラットフォーム事業者においては、前述の記述も踏まえまして、自らの取組に関する透明性・アカウントビリティを確保することが求められるという部分を述べております。

また、85ページにお移りいただきまして、「総務省は」で始まるところでございますけれども、違法・有害情報となる偽情報に関して、プラットフォーム事業者の取組状況について、前述の違法・有害情報対策に関する記載も踏まえて、偽情報への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法定枠組みの導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要であると述べております。

また、総務省は、この取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要であるというところを述べております。また、その検証評価等に当たっては、その適切な分析・評価に関する手法や指標について、引き続き検討が必要であると述べております。

85ページ、⑤利用者情報を活用した情報配信への対応につきましては、ターゲティング技術に関して、各事業者から報告いただいております内容について記載をするとともに、

86ページまでお進みください、利用者情報ワーキンググループにおいても議論されている内容を踏まえて、偽情報を助長し得るターゲティング技術の適用については、そのリスクを踏まえて、より注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウントビリティの確保が求められるというところを記載しております。

(イ)の偽情報を掲載するウェブサイトへの広告配信の問題につきましても、そうしたアテンションエコノミーと呼ばれるような現象が偽情報の生成を支えているといった指摘を踏まえた内容、対応について記述をしているところでございます。

⑥ファクトチェックの推進につきましては、事業者の方から報告いただいております。ファクトチェックの推進の取組について、我が国においても進められることが望ましいというところを記載するとともに、我が国におけるファクトチェック団体に対する期待、また「Disinformation対策フォーラム」において議論されておりましたファクトチェックについての議論を踏まえて、ファクトチェックを持続的かつ総合的に行う主体についての具体的検討を進められることが望ましいことについて述べております。

⑦情報発信者側における信頼性確保方策の検討につきましても、88ページまでお進みいただきまして、新聞や放送などの既存メディアにおける情報の信頼性確保のための取組のノウハウも参考にしつつ、プラットフォーム事業者との間での検討が深められることが望ましいというところを述べております。

89ページ、⑧ICTリテラシーの向上の推進につきまして、偽情報につきましても、ユーザーのICTリテラシーの向上について、実態を把握した内容や分析結果等に基づきながら、産学官民の連携の上で体系的で多面的なリテラシー啓発を実施することが必要と、幅広い年齢層に対して行うことが必要というところを述べております。

90ページ、⑨研究開発の推進におきましては、プラットフォーム事業者において行われているディープフェイク対策等についての研究について、引き続き行われるとともに、日本語への対応等についても適切な形で進められることが望ましいと記載しております。また、総務省においても、研究開発の動向について引き続き把握することが望ましいということに記載しております。

⑩国際的な対話の深化におきましては、これまで述べておりました国際的な協議等の場における協議を実施・継続していくことが適当であるということ述べております。

92ページまでお進みください。透明性・アカウントビリティ確保の重要性、枠組みの必要性とその方向性等というセクションでございます。こちらは、前回御議論いただいております。

りました論点（案）から少し構成を変更いたしまして、このような構成としているところ
でございます。

（１）透明性・アカウントビリティ確保の重要性につきましては、プラットフォーム事
業者における透明性・アカウントビリティの確保がなぜ重要であるかということについて、
改めて御議論いただいております内容について整理をしたものでございます。プラット
フォーム事業者は、多くのユーザーによる自由な発信・受信を可能としている一方で、違
法・有害な情報も多く流通しているというところ。またこうした問題に対して、プラット
フォーム事業者は、違法・有害情報の流通を抑止するために講じる措置を実施するという
ことなどの、情報流通の適正化について一定の責任を果たすことが期待される点を述べ
ております。

一方で、プラットフォーム事業者は、ユーザーの表現を預かる立場であり、ユーザーの
表現の自由の確保についても、一定の責任を果たすことが期待されるという点を述べてお
ります。プラットフォーム事業者においては、こうした違法・有害情報の流通を抑止する
措置について、様々な創意工夫に基づいて対応が行われることが望ましいというところを
述べております。

そして、その下の「当研究会における」の部分でございますけれども、こうした措置に
ついては、あらかじめ定めたポリシーに基づいて、対象とされるべき投稿やアカウントに
対して必要な措置が行われることが望ましい一方で、行き過ぎた措置や恣意的な措置とい
った不適切な運用によって、ユーザーの表現の自由が損なわれることがないように、過不足
なく実施される必要があるという点を述べております。

こうした違法・有害情報への対応が適切に行えるとともに、ユーザーの表現の自由に対
する過度の制約とならないよう、過不足なく行われるためには、ポリシーの設定状況や、
その運用状況、対応の結果や異議申立ての機会の確保状況といった項目に関する透明性・
アカウントビリティを確保し、「言論空間のガバナンスに対するガバナンス」、すなわちプ
ロセスの透明性を確保することが必要であるという点を述べております。

少し飛ばしまして、「こうした」以下のところでございますけれども、プラットフォーム
事業者による投稿の削除等について、透明性・アカウントビリティを確保するというこ
とは、当該サービスのユーザー及びユーザー以外の者に対する客観的な根拠に基づく批評
を可能にし、こうした批評がプラットフォームサービスの運営にフィードバックされるこ
とを通じて、投稿の削除やアカウントの停止等の措置の運用の改善につながることを期待

されるということ。

また、プラットフォーム事業者による、こうした取組については、より多くのユーザーに、最新の技術やサービスを柔軟に取り入れたサービス提供を目指すプラットフォーム事業者にとって、サービスの設計や運営上の創意工夫に対するユーザーからの信頼性の向上にもつながるものというところを述べております。

このことが、プラットフォーム事業者にとっても、自らのサービスの安全性を示す観点から経済的合理性を有する取組になるだけではなく、ユーザーが最新のサービスの利益を享受しながら、リスクを理解した上で、安全・安心にサービスを利用することが可能な環境の確保につながると考えられるという点を述べております。

(2) - 1において、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の対応に係る透明性・アカウントビリティ確保のための枠組みの必要性におきましては、そうした透明性・アカウントビリティの確保の重要性を前提にしつつ、当研究会において過去3回行ってきたヒアリング等を通じて、プラットフォーム事業者に対して、削除等の自主的な対応の促進とその透明性・アカウントビリティの確保を促してきたところを述べております。

また、「しかしながら」の部分におきましては、さきに説明いたしましたような、モニタリングの結果によれば、透明性・アカウントビリティの確保状況について進展が見られるものの、一方で不十分な点があったというところを述べております。

こうした状況を踏まえ、プラットフォーム事業者に対しては引き続き自主的に透明性・アカウントビリティ確保の取組を進展させることが強く期待されると述べつつ、また、プラットフォーム事業者の予見可能性を確保する観点からは、プラットフォーム事業者において透明性が確保されることが望ましい事項について、共通認識を得た上でプラットフォーム事業者による透明性・アカウントビリティの確保が継続的に行われることが必要であると考えられる点を述べております。

一方で、行政がプラットフォーム事業者に対して対応状況等に関する透明性・アカウントビリティ確保や報告を求めるなど、さらなる具体的な作為を求める場合には、法的枠組みなどの根拠に基づき行われる必要があると考えられるという点をまとめております。

さらに、プラットフォーム事業者による透明性に関する報告等について、コンテンツモデレーションが過不足なく実施されているか把握する上で、透明性・アカウントビリティが十分確保されているかというところ、こうした点、ユーザーがリスクを十分に理解し、受容した上でサービスを利用できる環境が整っているかについて、継続的に把握し、評価

する仕組みが重要であるという点を述べております。

これらの点を踏まえまして、問題となる投稿やアカウントに対するポリシーに基づく違法・有害情報などの流通を抑止するために講ずる措置が過不足なく行われていることが、ユーザーやユーザー以外の者に対しても明らかになるよう、総務省は、透明性・アカウントビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要であると述べております。

また、この際、行政は表現の自由や検閲の禁止といった規定に十分に留意する必要がある、ユーザーやプラットフォーム事業者に対して、投稿の削除を義務づけることについて、過剰削除の懸念や表現の自由の萎縮を防ぐ観点から、引き続き極めて慎重な検討を要すると述べております。

(2) - 2、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対応に係る透明性・アカウントビリティ確保のための枠組みの方向性につきまして、以上で述べた透明性・アカウントビリティ確保のための方策を検討するに当たっては、これまで実施してきておりましたモニタリングにおいて、ヒアリングシートにおいて回答を求めてきておりました内容を参考にしつつ、また、海外における透明性確保に係る議論について対象とされる情報等についても参考にしつつ、プラットフォーム事業者の自主的な取組を尊重しながら、透明性・アカウントビリティが確保されるべき最低限の項目が示される必要があると述べております。

次のページにお進みいただきまして、こうした取組に関しては、既存のヒアリングシートを基本として、海外における制度や検討状況も参考にしつつ、我が国における産学官民の社会全体での議論を通じて、プラットフォーム事業者と対話を行いながら検討することが適当であるという点をまとめております。また、この議論の際には、G7における成果文書やサンタクララ原則といった国際的な議論を参考にすることも望ましいと述べております。

(3) 偽情報への対応に係る透明性・アカウントビリティの確保にお進みください。こちらについて、偽情報対策については、第3章2において前述したとおり、偽情報への対策に関する10の方向性について、各ステークホルダーの取組状況やプラットフォーム事業者のモニタリング状況等も踏まえ、継続的に議論を深めていくことが適当であるという点を述べております。

一方、偽情報はその外延や個別の情報が偽情報であるか、また、その流通における我が国における影響等について、モニタリングからも十分明らかではなく、我が国における実

態がいまだ明らかではない。そのため、プラットフォーム事業者は、引き続き、実態を把握し、その結果を公表することが求められるとともに、プラットフォーム事業者に限らないメディアも含めた産学官民の社会全体で検討する環境が整備されることが必要であるとまとめております。

一方で、プラットフォーム事業者において、偽情報に関して、ポリシーに基づく、流通を抑制するための措置について、行き過ぎた措置が行われないように、ユーザーの表現の自由を損なうことがないように行われることが望ましい一方で、対象とされるべき情報について対象とされることが望ましい、過不足なく実施されることが必要であるという点を述べております。

97ページまでお進みいただきまして、しかしながら、プラットフォーム事業者による我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウントビリティの確保の状況の取組の進捗は限定的であったという点について述べております。

これらのことを踏まえまして、プラットフォーム事業者においては、違法・有害情報となり得る偽情報の対応について、本章1の違法・有害情報対策への方針も踏まえて、透明性・アカウントビリティが確保されることが必要であると述べており、また、総務省は、違法・有害情報となる偽情報に関するプラットフォーム事業者の取組状況について、前述の違法・有害情報対策に関する記載内容も踏まえて、偽情報への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要であると述べております。

また、「なお」のところが続く部分として、行政は引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除の対応を促進することとし、プラットフォーム事業者等に対し削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは、誹謗中傷の場合と比べても極めて慎重な検討を要するという点を述べております。

また、総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことの必要性について述べつつ、また、どのような対応や情報公開を求めることにより、偽情報への適切な対応が図られているかを評価することが可能になるか、引き続き検討が必要であるという点も述べております。

最後、(4) その他プラットフォーム事業者に期待されることにつきまして、上述の検討のほかにも、違法でもない、有害でもない情報であっても、プラットフォーム事業者に

よるレコメンデーションによって、ユーザーが無意識のうちにフィルターバブルに閉じ込められ、エコーチェンバー効果が発生し、攻撃的な傾向への誘導やフェイクニュースの拡散、社会的分断を生じ得るとの指摘について記述をしております。

こうした指摘を踏まえて、デジタル・シティズンシップの考え方も参考に、ユーザーが自ら望ましいと判断する情報環境を選択するための環境整備、すなわち、個人がテクノロジーを通じて自身が触れる情報の自律的なコントロールを可能にするための環境整備が重要であるという点、また、こうした環境の実現に当たっては、プラットフォーム事業者が、利用者とコミュニケーションを図りながら一定の役割を果たすことが期待されるという点について述べてまとめているところでございます。

少し長くなってしまいましたけれども、事務局からの資料1第1部についての説明は以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。これまでの当研究会での議論をこのように事務局にまとめていただきました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容について、構成員の皆様方から御意見などをいただければと思います。大部でございますので、3つのパートに分けて御意見を伺いたいと思います。まず、第1部のうち第1章、7ページから40ページの誹謗中傷への対応に関する現状と課題について、御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがですか。

それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 ありがとうございます。非常に多岐にわたる議論を的確におまとめいただきまして、ありがとうございます。大体方向性が明確になりましたので、今後どう考えていくかといったところが中心的な話になるのかと思っておりますが、1点、モニタリングに関する部分です。今回の議論の中でも、数字だけを見ても評価できないとか、どのような施策をしたからどういった結果になるのかという、そういった評価がなかなか難しいという話があったと考えております。

その中で、可能な限りリスクベースあるいはアウトカムベースで考えていきたいと思いますというのが何度も出てきたと思うんですが、このモニタリングにおいてもそういった考え方、特に各プラットフォームが実際に行っていること、施策とかこういったものが一体何をリスクとして考えているのか、それからアウトカムとしてどうあるべきと考えているのかといったことを今後のモニタリングの中にぜひ入れていただきたいと思いますと思いました。

こういったことを説明していただくことで、モニタリングの結果との関係性みたいなものが明確になっていくのではないかと。それによって具体的に施策をどう打っていけばよいのかといった、こういった有識者会議の方向性も明確になるのではないかと考えています。以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。誹謗中傷に限らず偽情報にも通ずるお話かと思えます。

【寺田構成員】 そうですね、はい。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この第1章の誹謗中傷への対応に関する現状と課題について、ほかに御質問、御意見がある方は承りたいと思いますが、いかがですか。

ここまでの議論を基本的には取りまとめてきたところということで現状認識でございますので、これまでで議論が尽きているということでございましたら、また後で振り返っていただいても結構でございますので、先のパートについて御意見を伺いたいと思います。

具体的に申しますと、この第1部の今度は第2章でございます。偽情報への対応に関する現状と課題、41ページから70ページでございます。こちらについて御意見、御質問があれば承りたいと思いますが、いかがですか。

こちらにつきましては、先ほど御説明がありましたように、55ページで、先頃のG7の強靱な民主主義宣言の採択などについても触れていただいた上で、57ページにおいて、モニタリングの結果の概要をこういうふうに取りまとめているということでございますけれども、この偽情報の現状と課題についても、ひとまず今のところではよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、先ほどの寺田構成員の御発言もそうだと思いますけれども、今後について、いろいろ御意見等を承りたいと思います。具体的に申しますと、71ページから、第3章、今後の取組の方向性というところでございます。こちらにつきましては、違法・有害情報への対応、偽情報への対応とそれぞれ各論的に書き起こしたほか、新たに項目を両方にまたがる形で3として立てて、透明性・アカウンタビリティ確保の重要性、枠組みの必要性とその方向性等ということで立てさせていただいたところでございます。これについて御意見、御質問があれば承りたいと思いますが。まず崎村構成員から、全体に関わるということをお願いできますでしょうか。

【崎村構成員】 かしこまりました。どこで申し上げるのがいいのかと迷っていて、全体の相互作用にかかるところでもあるので、こちらで申し上げます。

まず最初に、大変大部かつ内容の充実した報告（案）をありがとうございます。事務局及び関連の方々に御礼を申し上げたいと思います。その上で私のコメントですけれども、モニタリング結果、各分野のものに共通していると思うんですけれども、透明性、説明責任確保の状況は残念ながら依然十分とは言えないということで。と同時に、事業者の方々の共通認識を得た上でというような記載もあったかと思います。また、国内の法的枠組みと行政からの一定の関与というのもあったと思います。

これはいずれも非常に重要だと思っておりまして、ただ、一方で国ごとにちょっとずつ違うようなことを要求すると、多国籍企業にとっては非常に対応が大変になって、結果的に適切なレポーティングがされなくなるという懸念もあります。こういったことを鑑みると、より有効なモニタリングという観点からも、事業者の負担を下げるという観点からも、国際的なレポーティング基準、これの設定が必要かもしれないと。これを推進していくというような観点もあってもよいのではないかと読んでいて思いました。

これは多国間交渉の場や技術標準化など、多層多方面からプラットフォームの中の方々を、こういうことをすると後押しすることができるんですよね。なので、ぜひ積極的に考えていただきたいと思います。

あと、今後関連してくるんですけど、異議申立ての機会の確保ということで、これに関しても、凍結、削除、異議申立て、これは違法・有害情報の発信だけではなくて、アカウントの凍結なども含まれてきますけれども、こういったものに対して、共通のガイドラインが国際的につくられると、プラットフォームの方々には対応していただきやすくなるのではないのかと思います。

こういった中には、なぜそのような、例えば削除ですとか、そういう処置が行われたのかという理由の開示がされるように、ぜひ持っていくことができたと思います。というのは、ツイッターとかを見ていると削除の理由がよく分からない。したがって、抗議ができないというような発言が多々見られます。なので、こうしたことは国際的に少し共同して進めていくことができたらいんじゃないかと思います。

あと、利用者情報を使ったというものに関して、これを使ったターゲティングとか、あるいは、それを考えた上でのカウント乗っ取りからのユーザーの関係性を使った個別の情報発信、こういったものが今いろいろ観測されるようになってきています。昨今のウクライナ情勢なんかを見てもそうですけれども。特に対象者周辺へのターゲティングによる差別の醸成とか、そういったものも、これは誹謗中傷に近いと思うんですけれども、誹謗

中傷やネットいじめとか、そういったのに近いと思うんですけども、こういったものもそろそろ観測されるようになってきておりますので、今後の方向性としては、こういったところも、モニタリングというんですか、観測対象にしていくことを考慮していただけたらと思います。以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。モニタリングを含めた国際的な対話の重要性につきましては、違法・有害情報対策ということで76ページ辺り、あるいは偽情報対策については91ページ等に一応書かせてはいただいたところでございますけれども、とりわけこのモニタリングを実効的にグローバルな事業者に対して行っていくと、こういった観点からの対話が、改めて特に強く求められるということは御指摘のとおりかと思えます。非常に貴重なコメントをいただきありがとうございます。

それから、それ以外にも、今のようなネットいじめ、サイバーブリングに近いような、有害情報なのか、違法情報なのかもしれませんけれども、そのような日々ネットで起きているような違法・有害情報の問題を的確に把握していくということが、政府あるいは広く国民で求められるということについても改めて御注意いただいたかと思えます。

それでは、続きまして森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。先ほどから電波が悪いものですから、カメラオフで失礼いたします。

本当に長期間にわたる多様な議論をしっかり拾っていただいて、重要なことを書き尽くした報告書にさせていただいたと思えます。ありがとうございます。その上で、これは修正してくださいということではないんですけども、特にこれを強調していただきたいという部分ですが、95ページの、今も透明性・アカウントビリティの話がありましたが、一番上の段落で、措置が過不足なく行われていることですよ。コンテンツモデレーションと言っているのかもしれませんが、違法・有害情報などの流通を抑止するために講じる措置、それには削除とかアカウント停止があるんでしょうけれども、それが過不足なく行われていることが、ユーザーやユーザー以外の者に対して明らかになるようにということ。

もちろん、違法情報、権利侵害情報は削除していただかなければいけませんけれども、不明確な場合はどうするのかとか、それ以外の違法情報じゃないもの、ヘイトスピーチであつたりとかについて、どうして下さいということは、こちらとしては言わない、お願いしないわけですけども、どうなっていますかということについては教えていただくことが、表現の自由の基盤であるプラットフォームに求められているということで、このよう

にお書きいただいたんだと思います。

また、透明性・アカウントビリティの確保に関しては、ヒアリング等で十分尽くし切れないところがあったと思います。こちらも今のところ事実上のお願いで進めているので、対応しにくいというプラットフォーム側の御事情もあると思いますので、それを踏まえて、ここに「法的枠組みの導入等の可否について速やかに具体化」と書いていただいたことは誠に適切であろうかと思えます。

もう一点は、要は誹謗中傷対策、偽情報対策、透明性・アカウントビリティと大きく3つに分けていただいて、最後に97ページのところに、その他というところで、レコメンデーションの問題、フィルターバブルやエコーチェンバーを生じている。またその結果、レコメンデーションの一定のダウンサイドとして、自信を喪失したり、怒りを持ったり、果ては社会の分断につながったりということがあり得るわけですので、これについても透明性を確保すべきではないかということも書いていただいたのは非常によかったと思えます。

この先の話として、どうなっていくかということを考えますと、それはもうもしかしたら今回の話ではなくて次年度以降のことかもしれませんけれども、今は誹謗中傷、偽情報というふうはその情報の性質で区切っている面がありますが、透明性確保ということから考えますと、情報の性質で区切るというよりも、むしろプラットフォームの作用で区切る、具体的にはプラットフォームによるコンテンツモデレーション、情報の削除とかアカウント停止の透明性・アカウントビリティの確保、一方で、プラットフォームによるレコメンデーション、コンテンツ広告に関するレコメンデーションについての透明性の確保というふうに、コンテンツモデレーションについての透明性・アカウントビリティ、レコメンデーションについての透明性・アカウントビリティというふうに、大きく2つの透明性・アカウントビリティがあるというふうに分類していくと、整理しやすくなっていくのではないかと思います。以上です。

【宍戸座長】 貴重な御指摘ありがとうございました。次年度以降の課題とおっしゃいましたけれども、これまでの議論を引っ張ってきていただいた森構成員に、引き続きその方向でも御議論いただければと思います。

それでは寺田構成員、改めてお願いいたします。

【寺田構成員】 何度も申し訳ありません。私から、最後のページに、98ページの一番上のところに、デジタル・シティズンシップということに触れていただいています。これはとても重要なことだと思っていて。結局最終的には利用者が賢く選択が行えるよう

にということが透明性確保として非常に重要なことだと思っています。その際に、どうしても、今も、現在もそうですが、実際にどのような施策を行っているのかというところにどうしても視点が行ってしまっていて、一歩間違えると、どの事業者に対しても同じような規制という形になっていって、メディアとかプラットフォームが金太郎あめのように同じようなものになってしまうという、そういった危険性が逆に出てくる可能性があると思っています。

そういったことに陥らないようにするためには、プラットフォームとかメディアが、自らのフィロソフィー、こういったことを行っているという、そのフィロソフィーみたいなものをちゃんと明示していただけるような、そういった方向性もぜひ今後検討していく必要があるんじゃないかと思っています。そういったフィロソフィーを明示していただくことで、利用者が賢い選択を行えるようにしていくということが重要だと思っています。

また、これに関連するようなところでいくと、共同規制といったことが今後考えられていくということになっていますが、その場合に、これまでの様々な問題は、既存のメディア、テレビとか新聞とかこういったところが長い年月をかけてクリアしてきたような問題も多々あるかと思いますので、こういった産学官民、こういったところが連携していく中では、あまり今回最初のほうでいろいろとお話しされましたが、後のほうになってくると、どうしてもプラットフォーム、オンラインばかりに目が行ってしまっていたんですが、既存のメディアとかこういった方たちにも参加していただいて、知見とかノウハウとかを提供していただけるようにしていただきたいと思っています。以上になります。

【宋戸座長】 寺田構成員、ありがとうございました。特に今、後半で言っていたことは、96ページにも若干触れさせていただいておりますけれども、このプラットフォームサービス研究会での御議論の前提になる民間での取組、「Disinformation対策フォーラム」において、メディア各社様にも、あるいは関係団体にも御協力いただいたところですけれども、引き続きメディアも含めた産学官民の検討が重要であることを改めて確認したいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。ありがとうございます。本当に私たちの議論を拾っていただいて、いい報告書になっていると思います。

いろいろヒアリングを聞いているうちに、フィルターバブルですとか、エコーチェンバーですとか、新たないろいろな問題が出てきて、どうやって私たちは利用していけばいい

のかというのを引き続き考えていかなければいけないと思っていますところでは。

例えば79ページに相談体制とありますけれども、利用者にしてみると、誹謗中傷を受けたりですとか、偽情報に遭ったときに、どうしたらいいのかという、まずそこが、すごくハードルが高いと思うんです。相談するというにすごくハードルが高いので、相談体制をどうやって利用者に知らせていくかということですか、あと、たらい回しにならないように、どうやって、相談を受けても、ここではできないけれども、ほかのところと連携して御紹介いただくとか、例えばカウンセリングと法律相談が一緒になるような、そういった相談体制ですか、今後検討していく必要があるのではないかと思います。それは今後の事業者団体ですとか、いろいろなところの課題だと思っています。

それからもう一点ですけれども、86ページのファクトチェックの件ですけれども、まだ日本ではファクトチェックはあまり機能していないということで、利用者から見ますと、本当にこの情報は正しいんだろうか、間違っているんだろうかというのは、本当に区別がつかないことが多いです。意図しなくても間違った情報を利用者そのものが流して加害者になってしまうこともありがちですし、これだけデジタル化が進みますと、今後そういうことも増えてくると思うんですね。ですから、ファクトチェックがますます機能できるように推進するのが重要ではないかと感じました。以上です。

【宍戸座長】 木村構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。私も報告書の原案を拝見いたしました。非常に質量ともに充実した内容になっていると感じております。特に、「極めて慎重に」という言葉が7か所用いられておりまして、それはいずれも個別の投稿の削除を義務づけるような規定を設けることについての極めて慎重な姿勢ということで、この研究会の持っている、表現の自由を尊重する基本的な考え方がその7か所にちりばめられているということで、重たく受け止めさせていただきました。

それで、今後の方向性ということで一言申し上げたいと思っておりますけれども、今回非常に興味深く拝見した試みの一つが、有識者のヒアリングに加えてアンケートの実施でございました。特に個別のSNSサービスの安全・安心機能の周知指導ですとか、あるいは問題があったときの対応などについての、これは個別のSNSで相当差が生じていたわけですが、対応の状況などについても、利用者の受け止め方が調査結果として上がってきておりまして、これは今後のリテラシー向上策を立案する上でのインプットとしても貴

重ですし、また官民が連携してコンテンツモデレーションの効果の検証にもつながるような、基本的な充実したデータになったのではないかと考えております。

母数がそれぞれ2,000人ということで、決して多くはなかったわけですが、今後とも定点観測として計測していただきまして、エビデンスベースでのポリシーメイキングの一つの素材として、こういった取組の継続ということも、ぜひうたっていければと思っております。私からは以上でございます。

【宋戸座長】 貴重な御指摘ありがとうございました。特にこの種の問題について、エビデンスに基づいて、しっかりそれを収集し、定期的にこれを観測し続けて、しっかり政策を考えていく。あるいは官民の協力と、それぞれが対策を打っていくことは非常に重要であるということは、この報告書全体の柱でもあろうかと思っておりますけれども、考えさせていただきたいと思えます。

それでは引き続きまして、生員構成員、お願いいたします。

【生員構成員】 ありがとうございます。本当に複雑なテーマについて、本当に慎重、的確におまとめいただいている内容だと改めて感じています。

全体として、透明性・アカウントビリティを求めていくことについて、恐らくまさにここまで議論してきたように、一つはそこに対して法が関与すべきか、すべきでないかといったような論点もあり、またそれが広く表現の自由の議論に関わる憲法的課題があるのだろう。

また、それと同時に、それに関する対応は、国により地域により、EUによりアメリカにより分かれていたりもするわけでありましてけれども、現代の状況を様々見ている、例えば制度的枠組みがないアメリカであっても、国家が様々な、インフォーマルな部分を含めて働きかけをしていない国は恐らくないのだろう。そういったときに、果たしてこういった官民挙げての対応というのも法に基づいて、民主的なプロセスに基づいてやるのか、そうでないのかと、どちらが果たして憲法的価値の実現にとって望ましいのかといった観点からも考えて、私としては、このまとめに対する的確な方向性だと思うところです。

本当にいずれにしても、御紹介いただいているとおり、この分野は世界各国で様々なイニシアチブが行われ、国以外にもまさにプラットフォームさんたちの自主的な努力が行われる中で、そこに建設的に関与していくためにも、我が国がどういう枠組みで、どういう姿勢でいるのかといったようなことをしっかり持つ必要がある。そういうことをまさに考えていく上でも重要な内容かと思えました。

あと細かいところでは、2点くらいですけれども、1つは、まさしくこれから様々な制度を含めた枠組みを考えていくという中で、当然有害・偽情報にもいろいろあるし、違法情報にもいろいろある。透明性・アカウントビリティ、果たしてどのようなスコープとして設定していくのか、といったところは、詰めとして重要なところでもあろうかというのが一つ。

2つ目として、これはまさに森先生たちからも御言及があったとおり、レコメンデーションとしてアルゴリズムの論点といったところを、まさに今後の対話も含めて、しっかりフォーカスを当てて考えていくということを僕も非常に重要なことだと思しますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは手塚構成員、お願いいたします。

【手塚構成員】 まず、最初にこれ全体の、今の御説明を含めて、本当にしっかりと、今までの論点、いろいろ議論してきたことをおまとめいただきまして、ありがとうございます。改めてこれを読んでいきますと、非常に内容が充実しているとは思いますが、その中で、特に事業者サイドに対する透明性・アカウントビリティ、こういうところを中心にしっかりとまとめられているという点はこのとおりだと思うんですが、最終的にこの情報を見るのは利用者だということだと思うんです。

そうするとその利用者が受け取ったデータといいますか、見たデータ、これを利用者自らが何らかの形で検証できるような仕掛けというものも、もう少しその辺を充実させていくのは今後の取組としてはあってもいいのか、これはもちろん事業者と利用者との関係性において利用者が自分自らこのデータはどうだろうというときに、何らかの形で問いかけられるような、そういう仕組みをもう少し事業者、利用者、さらには政府、こういうところ全体で大きなアーキテクチャーとしてどういうふうと考えていくのかというのが、今後さらに重要なところになるのかと、今回の取りまとめを見て、さらに充実させるということから思った次第です。以上でございます。

【宍戸座長】 手塚先生、ありがとうございました。先ほど寺田構成員がおっしゃられたお話にもつながるお話かと、今後の検討の課題だと受け止めたところでございます。

1点チャット欄で、崎村構成員から、先ほどの御発言の補足として、「国際的レポートング基準」「凍結・削除・異議申立に関するガイドライン」については、国際的に対話するだけでなく、国際基準・規格の形に明文化することが有用であろうかと思うという趣

旨の御発言でした、と補足いただきました。ありがとうございます。

なかなかこの種の問題については、例えばレポーターリングの対象、偽情報、それから誹謗中傷とかを含む各国の違法・有害情報の中身をどうするか。各国の法令上の実体的な基準が、必ずしも統一されてきていないところで、しかし、プラットフォーム事業者に、手続的な面等についてのしっかりとした対応を求めることの内容を標準化、規格化していくということが、恐らく今後のグローバルなインターネットあるいは言論空間のガバナンスの問題として非常に重要であるだろうと私も思います。

今回の議論で、これでももちろん当然終わりということではなく、本日も既に様々今後の課題、実装に向けて、あるいはさらなる課題の指摘をいただきましたので、これらの点につきましては、改めて事務局で押さえておいていただき、引き続きこの検討会、あるいは総務省、あるいは政府全体での御議論に生かしていただければと思います。

それでは、ひとまず第1部についてはここまでとさせていただきます、第2部、利用者情報の適切な取扱いの確保につきまして、事務局より、またこの取りまとめについて御報告を御説明いただき、その後質疑を行わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課の小川でございます。第2部について御説明をさせていただきます。第2部につきましては、利用者情報WGにおける昨年の中間とりまとめ以降の議論も踏まえてまとめていただいたものになっております。

まず第1章でございますけれども、プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題ということになっております。昨年の中間とりまとめ以降、新たに付け加えた部分などを中心に御説明をさせていただければと思っております。

まず99ページでございますけれども、プロファイリングの関係についても御議論いただきまして、3段落目のところでございますが、たくさんの情報が集められてこれらの情報を踏まえまして、プロファイリングやその結果を踏まえたレコメンデーションが幅広く行われることにより、利用者の利便性が高まる一方、知らないうちにその結果に利用者が影響される可能性も高まっているということを書かせていただいております。

それ以降のところにつきましては、統計情報などについて現行化をしております。次、105ページまでお進みいただければと思います。

こちらは行動ターゲティング広告の仕組みにつきまして、野村総研からいただいた発表の状況なども記載させていただいております。情報の外部送信の関係でございますが、あ

るウェブサイトを訪れた際に、そのウェブサイトに設置された情報収集モジュールやタグにより、訪問先のウェブサイトとは異なるドメインへのアクセスが発生するケースが多く見られるということで、その仕組みを解説しているものでございます。

脚注78でございますけれども、多くのサイトのクローリング結果を分析した調査結果によりますと、訪問先と異なるドメインの通信を発生させているタグや情報収集モジュールの導入率としては広告が最も多かったということでございます。トップ100のモジュールがどういったものかということにつきましては、参考資料としても巻末につけさせていただいております。

それから、次107ページにお進みください。アップデートした内容といたしまして、Googleでございますけれども、Googleがウェブ上のプライバシーを強化する一環としてということで、Privacy Sandbox Initiativeを発表したということでございます。こちらについて、このイニシアチブについては、ChromeにおけるThird Party Cookieの廃止をする際にこれと並行してフィンガープリントなども含めたクロスサイトトラッキングで個人を特定されることを防ぐというのを目的としているということも言っております。

次のページでございますが、インタレストベース広告というのを目的とするものとして、当初、FLoCという構想が発表されましたけれども、今年の1月25日には、GoogleはFLoCの開発を停止して新たな提案としてTopicsを推進すると発表しております。Topicsにおいては人間が認識できるようなTopicに分けることにより利用者がどのような選好を有しているかということを理解し確認できるようにするとされています。

具体的には、そのユーザーのブラウザの閲覧履歴に基づいて、Topicをいくつか選ぶこととなります。脚注86でございますように、これは世界的に高いシェアを持つブラウザのChromeがあるからこそできる構想であるとの指摘がされ、英国のCMAから調査が行われており、CMAとGoogleの間でコミットメントが行われているといった状況になっております。109ページについては、Topicsの内容の詳細について記載をさせていただいております。

110ページでございますけれども、このようなGoogleやAppleなどの動向も踏まえまして、業界団体におきましても様々な取組があるわけでございますけれども、そちらについてもアップデートをさせていただいております。TCFについては2019年にTCF2.0という形になり、Consent Management Platformなどの導入の動きなども進んでいるということです。一方で2020年の11月にTCFについてベルギーのデータ保護当局からレビューがございまして、今年の2月にGDPR違反の決定が行われているということでございます。こちらはTCFの利用

を禁止するものではないですけれども、引き続き動きがあり記載をしております。

それから、現行制度のところでございますが、113ページまでお進みください。こちらの脚注106で、「個人情報の保護に関する基本方針」、今年4月1日に改定をされております。そこでプロファイリングなどについても記載がございますので追記をしております。

また、115ページからでございますけれども、中間とりまとめにおきまして電気通信事業のガイドラインにつきまして、こういう方向で改正をしたほうがいいという御提言をいただいております。その内容を踏まえまして、実際に今年の4月に電気通信事業ガイドライン改正を施行しております。その内容について記載をしております。115ページのところが具体的には、令和2年・令和3年の個人情報保護法の改正を踏まえたその改正でございます。

117ページの表にございますのが、中間とりまとめで御議論いただいた結果を踏まえたものでございまして、利用者情報の適正な取扱いの確保に対応した改正項目と対応になっております。118ページにございますように、プライバシーポリシーにつきまして、スマートフォンプライバシーイニシアチブを踏まえた8項目、またデジタル広告市場の競争評価、最終報告を踏まえた追加事項を盛り込んでいるということでございます。また、利用者にとって分かりやすい通知・公表及び選択の機会の提供することが重要ということでございまして、電気通信事業ガイドラインにプライバシーポリシーの記載事項を利用者にとって分かりやすく示すことが適切ということに記載しており、本ガイドラインの解説に分かりやすく表示する工夫、選択を利用者が自ら理解して行えるような有用な工夫、ステークホルダーとの対話が有用ということも記載をさせていただいております。

それから、120ページまでお進みください。位置情報プライバシーレポートの関係でございまして、こちらに様々な形で位置情報が取得できるようになっているということを追記しております。121ページにはLBMA Japanのガイドライン、AI利活用ガイドライン、情報銀行におけるプロファイリングの取扱いについても追記をしております。

また、122ページまでお進みいただきまして、デジタル市場競争本部の動向についても記載させていただいております。このデジタル市場競争本部におきましては、昨年の4月に、デジタル広告市場の競争評価最終報告が発表されております。この報告書の中で、課題⑩パーソナルデータの取得・利用に係る懸念への対応につきましては、電気通信事業ガイドラインの見直し等により対応することが求められており、これを踏まえ電気通信事業ガイドラインの見直しが行われて施行され、このガイドラインに基づき定期的にモニタ

リングが行われるということとされております。

それから、その後は海外動向でございまして、こちらについてもアップデートを行っております。126ページでは、米国における連邦レベルでの利用者情報の取扱いに関する法案、またNAIのCode of Conductについても追記をしております。

131ページはeプライバシー指令の関係の追記をしているということになっており、この紙面をもって説明は代えさせていただきます。132ページ、133ページでございますが、こちらではDigital Services Act、また、Digital Market Actの内容のうち、関係する部分について追記をさせていただいております。また134ページでございますが、EUのAI規則案につきまして、簡単に記載をさせていただいております。AIを利用したプロファイリングについての分類に基づく規律ということでございます。

第1章は以上でございます。

次に、第2章に進ませていただきます。第2章は、利用者情報の取扱いに関するモニタリングでございまして、昨年1回行っておりますけれども、今年についても再度行っているものでございます。項目としては、項目8を新たに追記しているということでございます。139ページにお進みください。こちらが今年のモニタリングの質問項目の一覧でございます。4月、5月にそれぞれこちらにございますような会社に対してモニタリングを行っております。

140ページ以降が、今回のモニタリングの結果の概要ということになっております。8項目ございますけれども、それぞれの項目につきまして、モニタリングの質問項目を点線囲みの中に記載をしており、対応したモニタリング結果についてまとめて記載した上で、各社の状況についてまとめた表をそれぞれ記載しているといった構成になっております。

まず、利用者情報の取扱いの状況でございますけれども、取得される利用者情報と取得場面でございますけれども、各社それぞれございますが、アカウント作成時や契約時に利用者が提供する情報というもの、サービス利用閲覧を通じて自動的に収集される利用閲覧履歴やデバイスに関する情報、第三者やパートナーから受領する情報という3つの系統が大きくございまして、それが組み合わせられて用いられているという状況でございます。

それから、141ページにお進みいただきまして、こういった情報が取得されて用いられているかということございまして、利用者情報に基づき利用者のプロファイリングを行い、その結果も踏まえてサービスのパーソナライズ、レコメンデーションやターゲティング広告が多く行われているということでございます。④にございますように、広告ビジネ

スには、登録情報、セグメント情報、利用情報、コンテキスト情報、また推定された利用者の興味・関心などが用いられているという状況でございます。

次に、144ページまでお進みいただきまして、2つ目の項目でございますが、利用規約・プライバシーポリシーでございます。これは、その中で4つに分かれておりまして、まず利用者情報に係るプライバシーポリシーでございますけれども、こちらについてはアカウント作成時にプライバシーポリシーを示した上で同意を得ようとしている場合もあると。それ以外に、個人情報を利用する都度、その場合に応じた個別の確認の機会を設けられている場合もあるといった状況でございます。

145ページにお進みください。透明性確保のためにどのような工夫がされているかということでございますが、利用者に伝えるための工夫として、プライバシーポリシーの内容を分かりやすく簡潔に説明したプライバシーセンターやプライバシーポータルなどを設け、そこから一元的にプライバシー設定を可能とするなどの工夫をしているという事例がございます。その後、幾つか事例をお示ししております。

また、148ページにお進みください。こちらはオプトアウトやダッシュボードでございます。オプトアウトの提供の有無など全て御回答いただいているということでございます。事例などもお示しをさせていただいております。

また、150ページがデータポータビリティの関係でございます。こちらも全ての事業者にお答えいただいておりますけれども、携帯電話事業者4社につきましては、現在のところ非対応ということで、具体的な検討を行う状況に至っていないという御見解が示されているということでございます。

152ページにお進みください。ほかのアプリやウェブサイトを経由した情報収集、外部送信のところでございます。こちらについては、様々タブなどを通じて送信されている場合があるということで、こういう広告商品を提供する際に、広告主やほかのアプリ、ウェブサイトの提供者との利用規約において、利用者情報を提供する前に業者から必要な同意を取得する、又はプライバシーポリシーで説明する、オプトアウトを提供するなどの要求をしているという事業者もいらっしゃいます。

脚注153にございますように、こういうサービスを提供する際には、ウェブサイト運営者などに日本語で分かりやすく示していくことが、より適切な同意やプライバシーポリシー、オプトアウトを提供することにつながるのではないかという御指摘を書いております。

次、154ページ、また155ページにつきましては、サードパーティーによる情報収集の取

得、また156ページはアプリ提供マーケットに関してでございます。説明については割愛させていただきます。

157ページがPIA・アウトカムでございます。こちらについても、大半の事業者が何らかの形で行っているということでございます。

159ページでございますけれども、全体を通じてでございますけれども、利用者は非常に多様でございます。背景、知識、経験なども異なるということで、これを踏まえて利用者が理解できるように多様な方法を用意する必要があるという指摘もございます。特に消費者が想定しづらいもの、プライバシー性が高いものについては注意喚起をする仕組みが必要だということございまして、継続的にモニタリングを行っていくことが必要であると考えられます。

また、このモニタリングの際の質問事項については、事業者にあらかじめ示していくことが有用であるという御指摘もいただいております。デジタル広告市場における今後のモニタリングの際に、本モニタリングの実施と連携することが想定されているということでございます。

160ページが情報収集モジュールの状況ということで、プラットフォーム事業者ごとにお示しをしております。

第2章は、以上でございます。

第3章、今後の取組の方向性でございます。こちらについては、まず少し飛んでいただきまして、166ページから、利用者の理解や安心に資すると思われる事業者の取組にどのようなものがあるのかということについて、今回、野村総研に調査いただいておりますので、その状況を追記しております。

例えば、プライバシーポリシーとは別に、分かりやすいユーザーガイドを提供したり、同意状況を一覧化して、必要に応じて撤回するダッシュボードを提供するなどが、自己肯定感が特に高く、抵抗感が強い利用者に高い効果があったということで、こういうセグメントに応じて、こういう工夫をしていくことが有用だということでございます。

また、168ページでございますが、利用者が十分な情報を得た上で意思決定を行うことを可能とすることが重要で、これをゆがめるダークパターンとならないような十分な注意が求められるということで記載をさせていただいております。

それから、今後の対応の方向性が169ページからでございます。170ページを御覧ください。今回、中間とりまとめの後、こういった検討がされたのかということについて記載を

させていただいております。まずガイドラインでございますけれども、中間とりまとめでガイドラインの改正の方向性が示されて、それでパブリックコメントを経て、ガイドラインが施行されて、モニタリングが実施されたということでございます。

また、170ページの中段からですが、中間とりまとめにおきまして電気通信事業法などにおける規律の内容範囲について、eプライバシー規則案の議論も参考にしながら、制度化に向けた検討を進めることが適当であると記載されて、それでこれを踏まえまして、5月から行われていた電気通信事業ガバナンス検討会において、この中間とりまとめの内容についてもインプットを行いまして、そして、利用者WGにおける検討結果についても報告を行って、電気通信事業ガバナンス検討会におきまして、多数のヒアリングを行い、幅広い関係者から意見を伺いながら検討を進めて、今年の2月に報告書が取りまとめられたと。

それを踏まえまして、電気通信事業法の一部を改正する法律案が提出されて成立したということでございます。成立した電気通信事業法において、新たに規律された電気通信サービスを提供する者によるデータの取扱いに関する規律は、特定利用者情報の規律に関するものと外部送信規律に関するものということでございます。

外部送信規律につきましては、電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、利用者に対して電気通信サービスを提供する際に、情報送信指令通信を行おうとするときには、利用者に確認の機会を付与するということが、それは総務省令で定めるところにより、当該利用者に通知又は容易に知り得る状態に置く、若しくは同意を取得する、若しくはオプトアウトと、いずれかの措置を取ることを義務づけるものがございます。

172ページが法律の概要でございます。172ページの一番下でございますように、この外部送信規律の施行に向けまして、官民連携して検討を推進していくことが重要であるということでございます。

173ページでございますように、この外部送信規律については、施行に向けて総務省令で定めることとされている事項、この5点がございますので、これについて検討することが必要であるということでございます。この5点について御検討いただいた結果について、取りまとめを174ページ以降でしているということでございます。

まず、論点1は規律の対象でございます。「内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」ということでございますが、まず電気通信役務の内容としては、こういったものが該当するということが記載をいただいております。

ます。

また、利用者の範囲としては、ウェブサイト又はアプリケーションということで、利用者の利益に及ぼす影響が少ないと認められる状況がどのようなものかについては、リスクベース、アウトカムベースで検討することが望ましいという意見を多くいただいております。

次に、「通知又は容易に知り得る状態」ということをございますけども、共通的に満たすべきと考えられる要件としては、日本語で記載する、専門用語を避ける、平易な表現を用いる、また階層化などを必要に応じて用いると、送信先ごとに送信される情報の内容、利用目的が分かるようにするということをございます。

175ページにお進みいただきまして、特に通知する際に満たすべきと考えられる要件としては、通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページの所在について、ポップアップなどにより能動的に通知すると。また階層化を適切に用いると。又は、ということで、上記と同等以上に利用者が認識し理解しやすい形で通知すべき事項を表示するという方法もあると。

次に、容易に知り得る状態に置く際に満たすべきと考えられる要件でございますけども、こちらについては、ホームページのトップページ若しくは情報送信指令支援を行うウェブページ、又はこれから1回の操作で到達できるウェブページにおいて表示する。またアプリケーションの起動前、起動後最初に表示される画面、又はそこから1回の操作で到達できる場所において表示する。階層化を適切に用いると。又はということで、これと同等以上の認識し理解しやすい形で、ということも考えられるということをございます。

論点3は表示すべき事項でございまして、これは情報の内容であるとか、情報の送信先であるとか、あとは利用目的、オプトアウト措置などがある場合はその方法ということをございます。

2つ目がオプトアウトの方法でございまして、176ページ、論点4でございますけども、こちらについては共通的に満たすべき要件であるとか、あと、お示しする際に満たすべき要件については、先ほどの通知又は容易に知り得る状態に置く、と同じでございます。

177ページですが、利用者の求めを受け付ける方法としては、メール専用のフォーム、ダッシュボード、又はこれと同等以上に分かりやすい方法が示されております。また、示す内容としては、オプトアウト措置の内容や送信される情報の項目、それから送信先、利用目的などが考えられます。

また、論点5は措置不要とするものでございますけども、こちらについては、この符号、音響、画像を端末上に適正に表示するために必要な情報は、OS情報、画面設定情報、言語設定情報などでございまして、また、それ以外に必要な情報としては、認証に必要な情報、セキュリティー対策に必要な情報、ネットワーク管理に必要な情報などということになっております。

179ページまでお進みいただきまして、このような方向性を踏まえまして、施行準備に向けて、省令であるとかガイドラインに関する検討を進めた上で、この対応が行われることが期待されるわけでございますが、先ほど申しましたように、各サービスや利用者の特性に応じて、最新の技術・工夫も取り入れられるように、利用者がより認識し、理解しやすい方法と認められるものについては、柔軟に取り入れられる仕組みとすることが望ましいということでございます。

また、(2)といたしまして、官民連携した取組の推進ということございまして、この規律の施行に向けましては、オープンに、幅広く御意見を聞きながら、官民連携して検討を推進することが適当ということございまして、利用者が安心してサービスを使え、またイノベーションも促すように、利用者側、事業者側の双方の視点を踏まえて相互に共通認識を得ていくことが重要であると。また、ベストプラクティスについても把握し、ガイドラインなどで参照可能にしていくことが適当ではないかということでございます。

それからまた、利用者側が確認の機会を理解できるように、情報を事業者団体なども発信していくことも重要でございますし、継続的なモニタリングを行っていくこと、課題についても把握して必要な対応を行っていくことが重要だということでございます。

それから181ページは、定期的なモニタリングを実施していくということございまして、外部送信技術の導入状況、またプロファイリングの状況などについても、モニタリングを行うことを検討していくことが適当ということでございます。

(4)は専門的な知見の蓄積と発信の重要性でございます。こちらについては継続していくことが重要ということが記載されております。

それから(5)、182ページですが、利用者の理解促進と外部レビューでございまして、こちらについては、企業に対する信頼醸成にもつながるということで、利用者の理解促進が重要だということを追記させていただいております。

それから184ページからが国際的な対話と連携の推進に向けてということで、利用者情報の取扱いはグローバルに共通した課題でございますので、またプラットフォーマーもグ

ローバルに活動されていますので、国際的に連携した取組を進めることが有用ということで、中間取りまとめ以降の様々な対話について追記をしております。

駆け足でございますが、御説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、今、小川課長から御説明いただきました第2部、99ページから185ページまでについて、御質問、御意見のある方は、またチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思っております。いかがですか。

この第2部につきましては、先ほどもお話がありましたように、ワーキンググループにおいて関係する事業者等の方々などから様々な御意見を伺いながら、丁寧に議論を重ねて、このような形で取りまとめさせていただき、親会にこういう形で披露して御審議をいただいているものでございますけれども、いかがですか。

それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。こちらも前半同様、非常にしっかり詳細に取りまとめていただいたと思っております。先ほど宍戸先生からもありました、ワーキングでも議論してということでしたけども、私はワーキングにも参加させていただいていましたので、若干個人的な御報告も兼ねて申し上げたいと思っております。

特に外部送信の規制のところ、論点の部分ですので、取りまとめでいきますと174ページ以降のところ。これも、そこで行われた議論を最終的にはかなり盛り込んでいただいていると思っております。

1つ目は、論点1の利用者の利益に及ぼす影響が少なくないというところですが、脚注のところ、これはワーキングでの議論を踏まえて入れていただいたのかと思っておりますが、脚注176ですが、利用者が少ないことが直ちにリスクが少ないことにはつながらないと、そしてまたスタートアップ等の負担にならないという話ではあるんですけども、スタートアップであっても、タグを置く、情報収集モジュールを置くということであれば、同時にそのことについての透明性を図っていただいてもいいのではないかと。最初から、プライバシーフレンドリーな姿で、小さな状態からそういうことをやっていただきたいということが書かれていると思っております。

ワーキングでそのように申し上げましたし、ほかにもそういう御意見があったと思っております。この論点1の利用者の利益に及ぼす影響が少なくないというところですが、これはもう一つ、そのワーキングであった御意見として、なかなかそういう限定は本来はできないのではないかとということですね。ウェブサイトによっては外部送信してもユーザー

の利益を害する程度がそれほど大きくないということは、なかなかウェブサイトとかアプリで区別のできることはないのではないか、という御意見もありました。

それは今回の省令事項の対象ではないわけですが、今後の議論としては、そういう観点も必要なのではないかと思います。アクセス数が少なくても、特徴的なウェブサイトであれば、その閲覧履歴はその人の特徴を物語る、顕著な特徴を物語るものになるわけですし、なかなかそういう意味で限定自体が難しいということは言えるであろうと私も思っています。

続いて、論点としては2ですか、175ページですけども、容易に知り得る状態に置く。どのようにして外部送信のことを利用者に対して容易に知り得る状態に置くかということについては、これも脚注に入れていただきました。脚注177ですけども、外部送信自体の認知が低いと、3割程度であるということなので、認識をしていない者でも確認ができるようポップアップ等のプッシュ型の手法も活用して、利用者の認識できるような工夫を行うことが望ましいとの指摘があったと書いていただいています。

このことは、この脚注177は、これは容易に知り得る状態に入っているんですね。本文で言うと、真ん中以降のところに注釈177は付されていて、その容易に知り得る状態に置くことと、通知をすることというのは区別されていて、通知をすることは、「容易に知り得る状態に置く」の上を書いてあって、そこにポップアップのことも書かれているんですけども、ポップアップだったらこれは通知で、一くくりということなのかというと、そういうことでもなくて、今の多くの人が容易に知り得る状態であるためには、何がしか能動的な働きかけをしないと読み過ごされてしまう。それは認知率が低いからということですけども、したがって通知のところでも「容易に知り得る状態に置く」のところでも、そのポップアップを書いていたのは大変いいことだったと思います。

最後に論点5、177ページですけども、これについても、これは必須情報については措置の対象外としようじゃないかというわけですね。利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報については措置不要というわけですけども、その情報について検討をしていただいて、画面に適正な表示をするための情報のようなものは、これはどうしても送らなければいけない、セキュリティーとか認証とか、そういうものもそうですということですけども。

脚注182に、そういう情報であったとしても、それはもちろん送信すること自体は必要なわけですけども、それをそういう必須の目的以外の目的で画面に適正に表示するために

必要ですけれども、そのための情報を今度は広告でも使えますということであれば、それは措置をしていただく必要があるということも脚注に入れていただきましたので、それは大変よかったのかと思っております。以上です。

【宍戸座長】 森先生、ありがとうございました。ワーキンググループでの議論を補足していただき、この親会に限って御参加の構成員の皆様にもよく分かるように御説明いただいたと思います。

それでは崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 ありがとうございます。こちらも、まず大変大部かつ有益な資料をおまとめいただきまして、ありがとうございます。本当に喜んでおります。その上で、今後の方向性、第3章になりますか、に関して若干あります。

まず1点目、モニタリングの検討継続ということがありますが、モニタリングの項目の中に、今後、事業目的の倫理的正当性の検討、例えば情報を取り扱う倫理規程の制定をしていたり、あるいはデータ倫理審査会を設けているかというようなこともモニタリング項目に追加するというのを、今後の方向性としては考えていってもいいのかと。ぜひそうしていただきたいと思いました。

というのは、同意をベースにとっても、多くの人は結局、長く複雑な文章とか、この長くというのも3行以上とかそのくらいのレベルですけど、ちゃんと読めないということがよく分かっているんで、そうすると最低限、同意に基づくにしても、まずは倫理的正当性のあるもので区切って、その中での同意とか、そういった形にしていく必要があると思うんです。なので、そういった方向のことを観測していくためにも、こういったものをモニタリングの項目の中に入れていくのはいいかと思いました。

2点目です。データポータビリティの推進ということは、私はデータ経済の中の推進という観点で非常に重要だと思っているんですけども、今回、150ページですか、の表では、日本の事業者さんの多くは、実はまだ非対応であるということがありまして、これはいささか遺憾な状態であるかと思っております。

ですので、これをより実効的にする～今年の4月1日からデジタル的なデータアクセスの権利というのは国民に認められているわけですけども～これをより実体的にしていくための施策というのは今後検討していく必要があるのではないかと思いました。

3点目です。タグなどを使った外部送信の話は、今回非常に大きな課題でもあり、また今回の成果でもあるわけですけども、これを子細に見ると、何をトラッキングするもの

なのかと。何を何のためにトラッキングするものなのかということが、実は重要であったりします。

今回は広告用などのCookie等のタグが論点になったので、こういう感じですけど、逆方向というか、個人がどこに情報を提供したか、同意したかをトラッキングして、それを個人に提供するなど、個人を保護するトラッキング情報送信、個人が、自分が置かれた状況を容易に知り得る状態にして権利行使をできるようにするためのものというのもあり得るんですね。

ざくっとこのトラッキングということを精密に書かないでやると、こちら側に対しても作用が生じてしまう。要するに個人を保護するためのトラッキング方向に対して、大きな副作用が生じてしまうということが想定し得ます。Third Party Cookieだとあまりそれはなかったりするんですけど、今、リンクデクラレーションとか、いろんなところで、これを広告という観点で規制しようみたいな話があったりするんですけど、そうすると、例えば逆方向もできなくなってきたりしますので、そこら辺の議論の精密性ですね、何の目的のためにやっているのかということを示して、精密な議論をするようにしていくと、今後の議論としてはいいかと感じましたので、コメントさせていただきます。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。若干時間が押していますので、それぞれ簡潔に、これから生貝先生、木村構成員、大谷構成員にお願いしたいと思います。

まず生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。僕もWGメンバーだったので、そこに議論させていただいたことも含めて、少しだけですけども。

一番感じたのは、127ページ以降に、ヨーロッパの状況を、いろいろな法制を載せていただいているように、一見GDPRだけだというふうに、もしかするとイメージがあるかもしれないヨーロッパにおいても、eプライバシーはもちろんとして、DSA、DMA、AI規則などをはじめとして、この利用者情報に関わる規律は本当に様々な法制のアプローチの組合せでもって実現されていて、また他方で、アメリカの連邦法、州法の様々なセクトラルネットワークを見ても、別にそれはヨーロッパだけの状況ではないのだろうというのは、恐らく共有されているところかと思います。

そういった中で、まさに全体の組合せとしての制度というのを恐らく今後も我々は考えていけないといけない。多分それは個人情報保護法と電気通信事業法以外の法制も含めて、

まさに関連するところとして、競争でありますとか、消費者保護ですとか、様々なものがある、そういった全体的な制度同士は、しばしばシナジーがあることもあれば、しばしば競合する、あるいは緊張関係にある場合もある。

そのような設計をどう行っていくかというのが今後、非常に重要なところであり、我が国の、まさに今回の電気通信事業法改正によって、ここで議題ではない、影響の大きい事業者への対応、そして少なくない事業者個々での対応というところも含めて、きめ細かな対応ができる枠組みができたのはすごくよいことで、それを検討していく上でも、まさに今後、制度同士の組合せを、より広く、深く考えていく必要があるのだろうと感じています。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 ありがとうございます。主婦連合会もこのワーキングにオブザーバーとして途中から参加させていただいておまして、そこでもいろいろ意見を言わせていただいていたんですけども、盛り込んでいただいております。

この第三者というか、問題は、情報が見えなくて、分からないうちに情報が何となく取られているという、利用者にとっての不安感を本当に払拭してくれるような、そういったものであってほしいと思っております。利用者にとって分かりやすく、何に同意したのかということですが、オプトアウトも何にオプトアウトしたのかということが具体的に分かって、同意しても、同意した結果どうなのか、オプトアウトした結果どうなのかということも、利用者に分かるようにしていただきたいところです。

あと1点、ここには書いてないんですけども、私どもとしては、内容はもちろんですけども、こういった利用者に分かりやすく表示していただく場合には、文字の大きさですとか、配色、色もきちんと利用者が分かりやすいように配慮していただきたいところです。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。全体にわたって非常に重要なテーマをまとめていただいたものと考えております。

一言だけ申し上げますと、121ページ辺りにAIプロファイリングの問題についても触れさせていただいているところでございます。情報信託機能の認定スキームの在り方ということ

で、情報銀行のテーマで、このプロファイリングリスクの問題をとりわけ真剣に検討された結果というのが、たしか本日この案が取れた状態になっていると思いますけれども、要配慮個人情報との関わりだけではなく、将来的な課題としては、バーチャルスラム等の問題などを考えましても、通常の個人情報、一般的な個人情報の取扱いも含めて、プロファイリングのリスクといった問題に、より慎重な対応というか、実態を把握して、それに基づく新たな施策が求められているものと考えております。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、この辺りで自由討議は終了とさせていただきます、いただいた御指摘はいずれも今後の検討の素材とさせていただきますと思います。本日は第二次とりまとめ（案）につきまして、御議論をいただきありがとうございました。

それでは、この第二次とりまとめ（案）につきまして、本日御意見を伺っていて、必要な修正がないと感じておりますが、このとりまとめ（案）につきまして、本研究会としてこの内容で御了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、この第二次とりまとめ案につきましては、今後意見募集にかけ、広く御意見を伺うこととさせていただきますと思います。事務局において意見募集の手続を進めていただくようお願いをいたします。

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、構成員の皆様、ありがとうございます。

今、宍戸座長より御説明いただきましたとおり、第二次とりまとめ（案）につきましては、速やかに準備の上、事務局にて意見募集手続を行ってまいります。

次回会合につきましては、別途事務局より御案内をいたします。

また、構成員の皆様におかれましては、事務連絡がございますので、会議終了後、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

それでは、間もなく金子総務大臣が参りますので、少々お待ちくださいませ。

構成員の皆様にお願ひでございます。恐れ入りますけれども、可能でしたらカメラをオンにしてお待ちいただけますでしょうか。ありがとうございます。

【宍戸座長】 では、大臣がお見えになる前まででございますけれども、この第二次とりまとめに至るまでは、2年間親会で20回、それからワーキンググループでは、これは1年半ぐらいで約17回、特にワーキンググループは直近2か月の間に7回会議を開くという、

大変ビジーなスケジュール感の中でこのように御議論を取りまとめていただいたことに感謝を申し上げます。

また、オブザーバーの関係省庁、団体の皆様、それからヒアリングに応じていただいたプラットフォーム事業者、あるいは関係事業者、有識者の方々には、この場で御礼を私からも申し上げたいと思っております。

もう少し私からお話をさせていただきますけれども、今日お話がありましたように、このプラットフォームサービス研究会で議論してきた事柄は、プラットフォーム事業者の皆様の、例えば情報の取扱いについて、いろんな方々から御意見を伺い、議論をしてきたものでございますけれども、それが日本のインターネットの空間、ひいて言えばデジタルあるいはサイバーとフィジカルが融合する社会の秩序にとって、非常に重要な課題であったということを改めて感じさせられるところであります。

今回、本日このように第二次とりまとめをさせていただき、パブリックコメントにかけさせていただきますけれども、プラットフォーム事業者、関係事業者の方々はもちろん、広く、多くの国民、関係の団体あるいは産業の皆様に御覧いただき、忌憚のない御意見などをいただき、そしてそれを踏まえて、よりよい、健全なデジタル空間をつくっていく上で必要な議論を重ねていくと。その場の一つということで、この研究会を引き続き運用していきたいと思っておりますので、構成員の皆様には御協力をお願いしたいと思います。

さらに申しますと、本日いただいた御議論の中にも、電気通信分野における個人情報、あるいは通信関連プライバシーという言い方もしてきましたけれども、広い意味での利用者情報の確保、あるいはコンテンツの健全性の確保について議論をする際には、電気通信事業法あるいはそれを所管する総務省だけではなくて、例えば個人情報保護委員会様、デジタル市場競争本部様をはじめとする様々な関係省庁、あるいはそれぞれの法体系と適切に調整をしていく、議論していく。

先ほど生員構成員がおっしゃったことにも関わりますけれども、例えば競争法、競争政策も含めて、そういったことについても、このワーキンググループ、あるいは親会に参加しておられる構成員の皆様は、あちこちの議論に参加しておられると思っておりますので、ここでの議論をさらに横展開していき、また連携させていただきながらと思っております。

それでは、構成員の皆様、本日は金子総務大臣から御挨拶をいただけるということでございます。金子総務大臣、どうぞよろしく願いいたします。

【金子総務大臣】 総務大臣の金子恭之でございます。宍戸座長をはじめとする構成員の先生方、またオブザーバーの皆様におかれましては、本日も御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本研究会におきましては、SNSなどをはじめとする通信サービスを国民の皆様が安全・安心に利用できる環境の整備に向けて、違法・有害情報への対策や利用者情報の適切な取扱いについて、精力的に検討を進めていただきました。

まず、誹謗中傷や偽情報などの違法・有害情報への対策については、表現の自由を損なうことがないように、プラットフォーム事業者をはじめとする民間事業者による自主的な取組や、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の下で総合的に対応することが重要でございます。

本研究会では、こうした認識の下、SNSなどのプラットフォーム事業者が誹謗中傷や偽情報など、違法・有害情報の対策を行うに当たり、透明性やアカウントビリティを十分に確保するための制度的な対応の必要性など、さらなる対応策を御提示いただきました。

次に、利用者情報の適切な取扱いについては、本研究会でいただいた御議論などを踏まえ、利用者情報が第三者に送信される場合、それを利用者の皆様に確認いただく機会をしっかりと確保するよう、事業者に対して必要な措置を新たに義務づける改正電気通信事業法が、さきの通常国会において成立したところでございます。

本研究会では、本法が利用者保護の観点から真に実効性のあるものとなるよう、官民連携をして本法の施行に向けた準備を進めていくとともに、事業者の取組について継続的にモニタリングを行っていく方針を御提示いただきました。

本日は、これらの方針を盛り込んだ第二次とりまとめ（案）を御議論いただきましたが、今後、総務省としては、本とりまとめを十分踏まえ、必要な対応を行ってまいります。

社会全体のデジタル化が急速に進む中、通信サービスは、今や国民の日常生活や社会経済活動に必要不可欠なものになっており、安全・安心なインターネット環境の実現に向けて、本研究会における御議論はますます重要なものになっていると認識をしております。これまでの皆様の精力的な御議論に心から感謝申し上げますとともに、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【宍戸座長】 金子総務大臣、ありがとうございました。

一言座長として申し上げますが、この研究会、ワーキンググループの議論をここまでで

きたというのは、総務省の事務局の皆様のおかげでございますので、そのことを一言申し添えたいと考えております。ありがとうございました。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、プラットフォームサービスに関する研究会、第38回会合を終了とさせていただきます。

皆様、お忙しいところ、また大変暑い中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。これにて散会いたします。

以上